

平成30年度金山町資格取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月28日

金山町長 鈴木 洋

金山町告示第15号

平成30年度金山町資格取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、求職者の雇用を促進するとともに、新庄・最上地域の事業所に勤務する労働者の技能向上や離職者の再就職を支援するため、就職や仕事に役立つ資格又は免許（以下「資格等」という。）の取得に要する経費の一部を補助することにより、雇用の創出及び安定化を図ることを目的とし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「資格等」とは、別表に掲げるもののほか、町長が適当と認めたものをいう。ただし、普通自動車免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許及び原動機付自転車免許を除くものとする。

(交付対象者)

第3条 補助金の対象者となる資格取得者は、金山町に住所を有する満65歳までの者（町税等を滞納していない者に限る。）とし、補助金の交付対象者は次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、資格を取得した日から引き続き1年以上金山町に住所を有しようとする者とする。

- (1) 町内事業所又は町外支所等（町内に本所がある事業所に限る。）に勤務している在職者
 - ア 資格取得に要する経費を事業主が負担した場合は事業主が申請するものとし、一事業所につき同年度3人（経営者を含む）まで申請可能とする。
 - イ 在職者自身が経費を負担した場合は、事業主から同意を得たうえで資格取得者が申請するものとする。
- (2) 新庄・最上地域の事業所に勤務している在職者で、在職者自身が経費を負担した場合のみ、事業主から同意を得たうえで資格取得者が申請するものとする。
- (3) 公共職業安定所に求職登録をした者
- (4) 高等学校・専門学校等に在籍している学生（町外に通学している学生も可とする。ただし、未成年の場合は保護者が申請するものとし、学生及び保護者ともに町内に住所を有する者とする。）

2 補助金は、前項に規定する者が、資格等を取得した場合に交付するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、資格等の取得に要した経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 研修等の受講料（教材費含む。）
- (2) 受験料
- (3) 資格の登録料
- (4) その他、町長が適当と認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、10万円を超えない額とする。

2 補助金の交付は、1人につき年度内1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の末日までに、金山町資格取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 受験に要した経費を明らかにする書類（領収書等の写し）
- (2) 資格を取得したことが証明できる書類の写し（合格通知や免許証等）
- (3) 町税等について未納がない証明（納付状況の閲覧について同意した場合は不要）
- (4) ハローワークカードの写し（求職者の場合）
- (5) 学生証等の写し（学生の場合）
- (6) その他、町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請にかかる受付は、当該年度の町の予算の範囲内で行うこととし、予算を超過した場合は、前項に規定する期間にかかわらず受付を終了するものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を審査したうえで30日以内に補助金交付の可否を決定し、金山町資格取得支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、金山町資格取得支援事業補助金交付請求

書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第9条 町長は、交付の決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定及び額の確定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年1月1日以降に取得した資格等について適用する。